

就学前版 就学ハンドブック

～明日の笑顔のために～



令和5年7月 改訂

三原市教育委員会

就学に関する1年間のスケジュール

◆ 就学に関する1年間のスケジュールの概要です。

各項目の詳細については、該当のページでご確認ください。

月	スケジュール	保護者がすること	園がすること	詳細
4月	各園への相談 学校見学 (年中可能)	子供の就学に関して、心配なことを園で相談します。 学校見学を希望する場合は、園から相談があります。	必要に応じて他機関と連携します。 園長が、各学校の校長に連絡をして、見学の日程調整をします。	P4
5月	教育相談申込開始	来年度特別支援学校や特別支援学級への入級を希望する場合や、発達に関する専門的な相談がある場合、園を通して、教育相談の申込をします。	教育相談の申込書を教育委員会に提出します。	P5
6月			教育委員会から通知された教育相談の日程を保護者に伝えます。(随時)	P5
7月	教育相談 スタート	連絡があった日時・場所で、個別の相談をします。	必要に応じて、保護者と一緒に出席することができます。	P5
8月		※1 特別支援学校への入学を希望する場合、遅くとも10月上旬までに園を通して、特別支援学校へ教育相談の申込をする必要があります。 ※2 特別支援学級への入級を希望する場合、遅くとも12月中に園を通して、教育相談の申込をする必要があります。 連絡があった日時・場所で、個別の相談をします。	教育相談の申込書を教育委員会に提出します。	P5

9月	第1回就学指導委員会	保護者が特別支援学校や、特別支援学級への就学を希望した場合、教育相談でお聞きした内容等をもとに、専門家が来年度の就学について話し合います。	P6
10月			
11月	第2回就学指導委員会 ↓ 教育相談申込締切	保護者が特別支援学校や、特別支援学級への就学を希望した場合、教育相談でお聞きした内容等をもとに、専門家が来年度の就学について話し合います。	P6
12月			
1月	特別支援学級の入級の意思決定 ↓ 教育相談終了 第3回就学指導委員会（予備）	特別支援学級の入級の意思決定をし、同意書を園に提出します。	教育委員会が送付する特別支援学級の入級に関する同意書を保護者に渡します。 P5 P6
2月	特別支援学校入学の通知	必要に応じて、特別支援学校入学に向けて、子供の様子について連携を図ります。 入学前に事前の学校見学をしたい場合、園に相談をします。	P7 P8 P9 P10
3月	特別支援学級入級の通知	必要に応じて、園や小学校に子供の様子について連携を図ります。 入学前に事前の学校見学をしたい場合、園に相談をします。	子供の様子を入学する小学校に情報提供します。 保護者から見学希望があったら、園長が、各学校の校長に連絡をして、見学の日程調整をします。 P11 P12 P14

◆先輩保護者のお話

P15～P18

◆就学に関するよくある質問Q&A

P19～P21

◆放課後等デイサービスを利用するには、どうすればいい？ P22～P23

★子供の発達が気になる場合、何から取り組めばよいですか？

◆小学校の入学時に、集団生活がうまくできるのか、大きな集団で落ち着いて学習できるのか、他の子供より発達の状態が遅いのではないかなど、子供のことで気にかかることがあった場合、子供の状態に合った適切な学びを考える場が教育相談です。

◆まずは、園に相談をしてください。悩みを一人で抱えず、できるだけ早期に相談をしてください。必要に応じて、専門家の話を聞く機会を設定することもできます。

不安なことを解消しながらよりよい就学先を検討していきましょう。

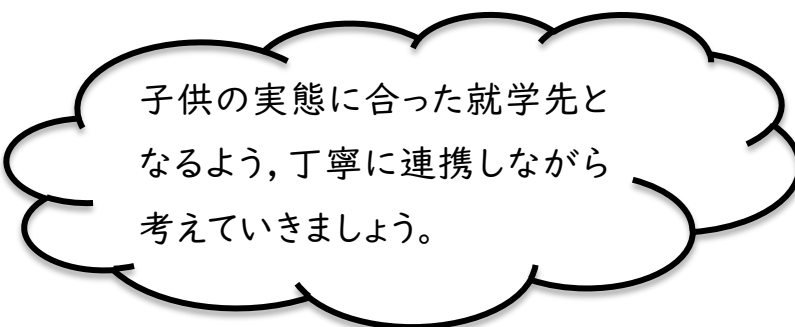
◆だれに相談したらいいのですか？

◆子供の発達の状態が気になる場合、はじめは、通っている園の先生に相談をしましょう。

◆専門的なアドバイスを受けたい場合は、かかりつけの医師、三原市のこども安心課の保健師・臨床心理士・言語聴覚士、療育機関の職員、東部こども家庭センターの職員等に相談をしましょう。

◆小学校の特別支援学級や、特別支援学校の情報、特別支援学級等への入級の方法など、就学に関することを知りたい場合は、三原市教育委員会の特別支援教育担当者等に相談をしましょう。

◆入学を予定している小学校の情報を知りたい場合は、各学校の特別支援教育コーディネーターや校長に相談してください。



★教育相談や学校見学は何のためにするのですか？

◆子供が、小学校の生活に慣れるだろうか、45分間座って話を聞くことができるだろうかなど、保護者としては、心配することがたくさんあると思います。

心配なことは、園に相談することが大切です。



◆特別支援学校や特別支援学級、通常の学級の様子を見学したい場合は、実際に小学校を行って確認することができます。

見学を希望する場合、園に「学校見学がしたいです。」と相談してください。園長が校長に連携をとり、見学の日時を調整します。

小学校の雰囲気や学習の様子を実際に見て、半年後の自分の子供の成長をイメージしてみることは、子供の可能性を伸ばす上で大切なことです。

幼稚園や小学校には、特別支援教育コーディネーターがおり、相談窓口となって対応します。安心して相談してください。



◆学習発表会等の行事を参観したり、11月の学校へ行こう週間で授業参観をしたりすることも可能です。

◆教育相談や、学校見学を通して、子供の様子や保護者の方々の思いを園や小学校に伝え、共に子供の成長について考えていくことが、よりよい就学につながります。

入学を希望する学校に見学に行き、学校の様子、学級の様子を把握することがとても大切です。積極的に学校見学をしましょう！

★教育相談とは何ですか？

◆教育相談は、就学に向けての相談や発達に関する相談の総称です。

来年度、特別支援学校への入学や特別支援学級への入級を希望する場合や、発達に関するより専門的な相談がある場合、園に教育相談の申込をします。



◆就学に関する相談については、7月下旬～1月中旬まで随時行います。

(申し込みは12月中をめぐとしています。子供の進路に関わるため、早めに申し込んでください。)

◆教育相談の手順

① 園に教育相談希望がある旨、相談してください。必要な書類を園が作成し、教育委員会に提出します。

② 場所と日時が決まったら、園を通して詳細をお知らせし、教育相談をします。

当日はできるだけ子供と一緒に来てください。

③ 教育相談実施後は、必要に応じて他の機関との連携を図り、特別支援学校、特別支援学級への就学等を検討していきます。

保護者が特別支援学校、特別支援学級を希望する場合は、教育相談を受けた後、就学指導委員会で審議をします。

④ 特別支援学級への入級希望の場合、12～1月に、同意書を書き、園に提出します。同意書とは、特別支援学級への入級について、保護者の意思を明記するものです。

◆教育相談の留意事項

◆発達検査等を受けたことがある場合、教育相談の時に教育委員会へ資料を提供してください。

発達検査や診断結果等は、子供の様子を把握するために必要な客観的なデータの1つとなります。

◆発達検査とは何ですか？

発達検査等の資料には、子供の得意なところやもっている力を発揮するための具体的な方法が書かれています。口頭で相談したことを伝えるよりも、具体的なイメージをもって支援を考えたり、よさを伸ばしていくことができたりする貴重な資料となります。

保護者の方の了承を得られた場合は、発達検査等の結果を、就学先の学校へ提供します。

提供していただいた情報は、責任をもって管理します。

～一言メモ～

教育相談は、相談時間が30分を超えることもありますので、子供の様子によっては落ち着いて過ごせるもの（お気に入りの本など）を用意してください。

★就学指導委員会とは何ですか？

◆就学指導委員会とは、障害の状態、子供・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を検討する会議のことです。

◆三原市では9月と11月、1月（予備）の年3回程度の実施をしており、構成員は医師、発達相談に関する専門家等です。

これまで教育相談で相談に応じた就学に関わる内容を1件1件協議していきます。

◆保護者の思いや教育相談の内容、子供の園や学校での様子等をもとに審議をします。教育委員会はその意見をもとに来年度の就学先の意見を決定します。

◆就学指導委員会の後、保護者に教育委員会の意見を示します。

◆保護者に同意書を記入していただいた上で、来年度の就学先を決定します。

◆就学先が決定したら、2月以降に園を通しての特別支援学級への入級通知や、特別支援学校からの入学通知を通して、保護者にお知らせします。



★特別支援学校とは？

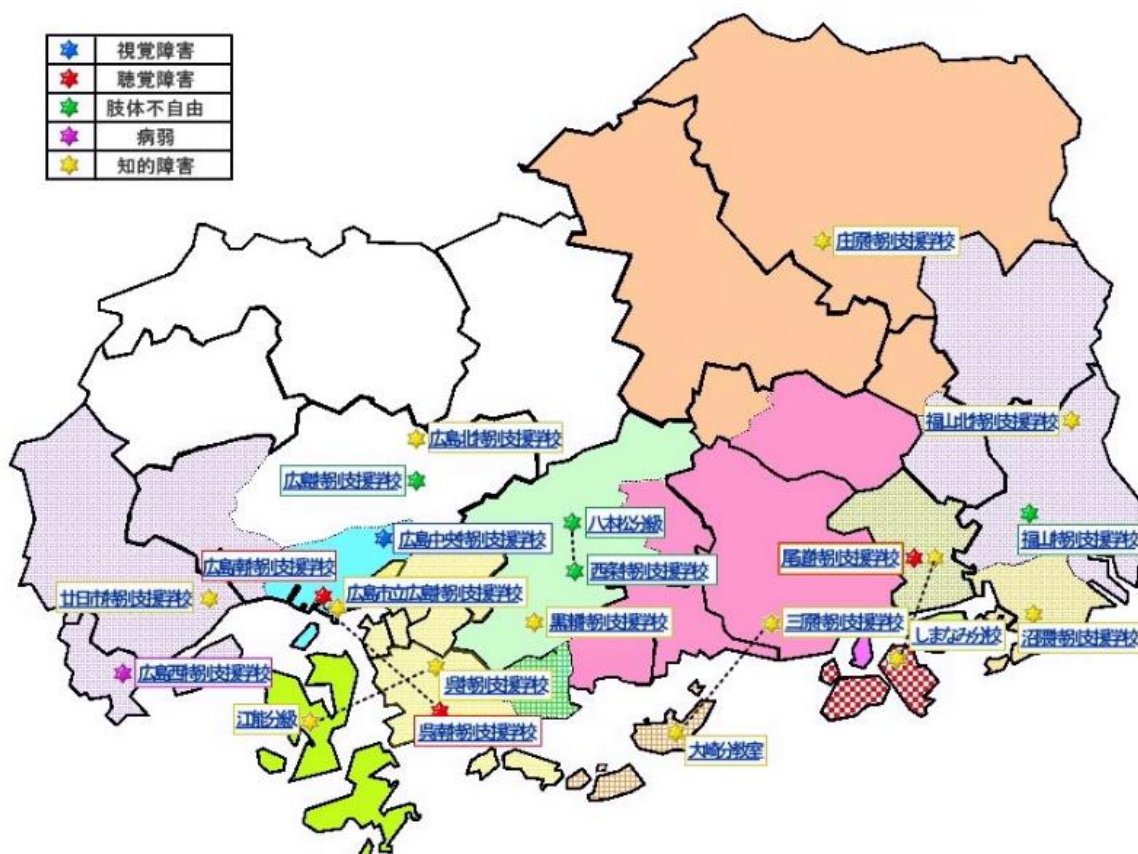
◆特別支援学校とは、障害の程度が重度の子供を対象として特別支援教育に関する専門性の高い教育を行う学校です。

例えば、知的障害を有する子供であれば、排泄や食事の自立など、身の自立を目指している子供を中心とした学習指導が行われています。そのため、1日2時間程度の日常生活の指導を中心にしながら、一人一人の自立を目指しています。

幼稚園から高等学校に当たる年齢段階の教育を、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

障害種別は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱があります。

◆県内の特別支援学校一覧



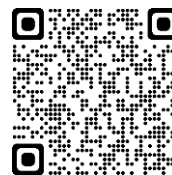
◆三原市在住の児童生徒が進学等可能な特別支援学校は？

◆三原市の児童生徒は県内の特別支援学校にどこでも進学等ができるのではなく、居住地によって、進学等できる特別支援学校が決められています。

★三原市在住の児童生徒が進学等可能な特別支援学校

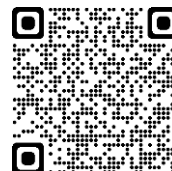
知的障害

三原特別支援学校 三原市小泉町10199-2
0848-66-3030
<http://www.mihara-sh.hiroshima-c.ed.jp/>



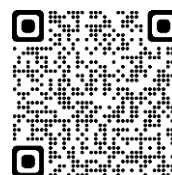
肢体不自由

福山特別支援学校 福山市津之郷町津之郷280-3
084-951-1513
<http://www.fukuyama-sh.hiroshima-c.ed.jp/>

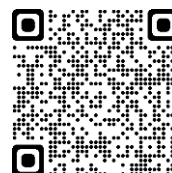


聴覚障害

尾道特別支援学校 広島県尾道市栗原町1524
就学対象：小・中学部（大和町在住者以外）
0848-22-5248
<http://www.onomichi-sd.hiroshima-c.ed.jp/>

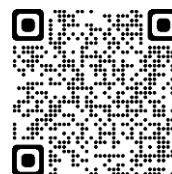


広島南特別支援学校 広島市中区吉島東二丁目10-33
就学対象：小・中学部（大和町在住者）・高等部
082-244-0421
<http://www.hiroshima-sd.hiroshima-c.ed.jp/>



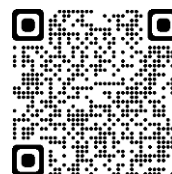
視覚障害

広島中央特別支援学校 広島市東区戸坂千足二丁目1-4
082-229-4134
<http://www.hiroshima-sb.hiroshima-c.ed.jp/>



病弱

広島西特別支援学校 大竹市玖波四丁目6-10
0827-57-1000
<http://www.nishitokushien.hiroshima-c.ed.jp/>



★ 特別支援学校への教育相談等が必要な場合は、園長が上記の連絡先の校長に連絡をし、担任等が特別支援コーディネーター等と相談をします。

◆特別支援学校の具体的な取組

◆1学級の児童生徒数は、小学部と中学部は6人まで、高等部は1学級8人までです。なお、重複障害学級は3人までです。そのため、障害の状態や個に応じた丁寧な指導を行うことができます。小学校・中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために、弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

◆卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

エレベーター、身障者用トイレが設置されています。スクールバスも運行しており、子供の障害の状態に応じた取組が行われています。

◆特別支援学校で行われる支援は？

◆障害の状態に合わせ、実態に合った遊びや学習を通して、一人一人の子供に付けたい力を身に付けられるようにしています。

広島県立三原特別支援学校（知的障害特別支援学校）の例



パワーアップタイム(体育)

毎日20分間、各クラスで体力づくりに取り組みます。それぞれ課題に応じて、体ほぐしをしたり走ったりします。



遊びの指導

集団遊びの中で、ルールを守ることの大切さや、友だちとの関わり方などについて学びます。



個人別の課題学習

児童一人一人の実態に合わせた課題に取り組みます。国語や算数の内容、自立に向けた作業的な内容の課題などに取り組みます。



校外学習

年に数回、各クラス、各学年で校外学習を行います。社会見学や買い物学習、乗り物の乗車体験など、学年によって様々な内容を体験的に学びます。

◆特別支援学校に就学したい場合はどうすればいいですか？

- 1 三原市の教育相談を受けて、特別支援学校への進学の意味を示す。
- 2 特別支援学校の教育相談を受けて、特別支援学校への進学の意味を示す。

◆上記の教育相談は、園を通して、8月中には申込をすることが望ましいですが、遅くとも10月上旬までには申し込むと計画的に就学を進めていくことができます。

◆特別支援学校への就学が適切だと考える場合は？

◆特別支援学校への就学が適切かどうかは、学校教育法施行令第二十二條の三に規定する就学基準が判断基準の1つとなります。

学校教育法施行令第二十二條の三に規定する就学基準

視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

◆特別支援学校は障害の程度が重度の子供を対象としている学校であるため、誰もが入学できるものではありません。基準に該当しない場合は、入学ができない場合があります。

基準に該当しているか判断するためには、根拠となる資料等が必要になります。

例えば、発達検査を行い、本人の障害の状態を調べることや、東部こども家庭センターに行き、療育手帳の申請を行うこと、身体障害者手帳を取得するなどの取組を進めてください。

入学に向けては、本人の日常の生活の状況の聞き取りや見学、障害の状態等を踏まえた上で、総合的に判断していきます。

★特別支援学級とは？

◆特別支援学級とは、各小・中学校に障害の状態に応じて設置される少人数の学級です。

1学級の児童生徒数は8人までで、子供一人一人に応じた教育を行います。

◆弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱、自閉症・情緒障害などの障害種別があります。

◆地域の学校に設置されるため、地域の友達と交流学習を通して、つながりが深められます。

また、教科の指導について専門的に指導することができ、言葉や数字の理解を進めることができます。

◆特別支援学級では、小学校・中学校の学習指導要領に沿った教育や特別支援学校の学習指導要領を参考にした教育など、子供の特性に合わせた教育課程が編成できるようになっています。

◆特別支援学級の教育課程は？

◆特別支援学級や、通級指導教室では、通常の学級にはない自立活動などの特別の教育課程を組むことができます。

自立活動は、児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養いながら、心と身体の調和的な発達を目指す学習です。

特別の教育課程について

	通常の学級	通級指導教室	特別支援学級（自閉症・情緒障害）	特別支援学級（知的障害）
（小・中学校） 自立活動		目的 個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的な発達の基盤を養う。 内容 ★ 情緒の安定 ★ 言語の発達 ★ 社会性の発達 ★ 学習の困難さの軽減 ★ 自信を高めるための指導 等	内容 1 健康の保持 2 心理の安定 3 人間関係の形成 4 環境の把握 5 身体の動き 6 コミュニケーション	内容 1 健康の保持 2 心理の安定 3 人間関係の形成 4 環境の把握 5 身体の動き 6 コミュニケーション
（小・中学校） 生活単元学習				目的 ① 児童生徒が生活上の目標を達成 ② 課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験する ③ 自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習 内容 ① 実際の生活に合わせた内容 ② 生活体験や経験を増やす ★農園芸 ★調理 ★買い物 ★季節行事 ★学校行事 等
（中学校） 作業学習				目的 ① 作業活動を学習活動の中心 ② 児童生徒の働く意欲を培う ③ 将来の職業生活や社会自立に必要な事項を総合的に学習 内容 ① 製品づくりを中心の種目 ② サービス関係を中心の種目 ③ 雇用につなげる学習を展開 ★農園芸 ★木工 ★手工芸 ★食品加工 ★清掃 等

◆特別支援学級で行われる支援は？

◆学習活動に意欲的に取り組めるようにするため、一人一人の特性に応じた取組を進めています。

(例)



◆特別支援介助員について

◆三原市では、特別支援学級に特別支援介助員を必要に応じて配置しています。

特別支援介助員は、幼稚園、小学校及び中学校に在籍する重度・重複障害児の能力、適性を最大限に伸ばし、重度・重複障害児の自立の支援を行うために配置されています。

◆介助の主な内容は、肢体不自由を伴うための移動や排泄、食事の自立が困難なための介助を含めた生活介助と、重度の知的障害や重複障害を有していることにより危険予知等が難しい場合に安全を確保することです。

学習（教科）指導や学習への集中の喚起等の支援ではありません。



★通級指導教室とは？

◆通常の学級に在籍し、その学級で授業を受けながら、指定された時間に、別の教室（通級指導教室）に移動し、子供の状態等に応じて、その実態に合わせた指導や支援を行うものです。

◆対象児童は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱などの障害がある児童です。

◆三原市には現在、7つの小学校に通級指導教室があります。全ての学校にはありませんが、他の学校の通級指導教室へ通うことができます。（その場合、保護者の方による送迎が必要です。）また、三原市では小学2年生から通級指導教室の利用ができます。

◆どのようなことを学習するのですか？

◆子供の情緒の安定を図ることや、言語の発達を促すことができるよう、子供の自立を目指し、障害による困難を改善・克服するため、一人一人の状況に応じた学習をします。

◆自己肯定感（やればできるという気持ち）がもてなくなっているときは、その子の状態等に応じた学習内容に合わせることで、自己肯定感を高める指導を行っています。

◆個別学習が中心ですが、必要に応じてはグループによる学習を行うこともあります。

★通常の学級における支援について

◆学習面での支援として、座席の工夫や、集中力を持続させながら学習できるような配慮等を行うことができます。

生活面での支援として、手順や役割を視覚化するなどの支援を行うことができます。

◆子供の成長で相談したいことは担任や各校に配置している特別支援教育コーディネーターに相談をしてください。

◆特別支援教育コーディネーターは、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりする役割があります。

◆令和5年度の特別支援学級及び通級指導教室の設置状況（小学校）

三原小	知的障害	西小	知的障害1	沼北小	自閉症・情緒障害	本郷西小	知的障害	
	自閉症・情緒障害1		知的障害2	沼田東小	知的障害		自閉症・情緒障害1	
	自閉症・情緒障害2		自閉症・情緒障害1	自閉症・情緒障害1	自閉症・情緒障害2			
	自閉症・情緒障害3		自閉症・情緒障害2	通級指導教室	自閉症・情緒障害3			
	自閉症・情緒障害4	田野浦小	知的障害	沼田西小	知的障害	久井小	知的障害	
	自閉症・情緒障害5		自閉症・情緒障害1	自閉症・情緒障害	自閉症・情緒障害1			
	通級指導教室		自閉症・情緒障害2	小泉小	知的障害		自閉症・情緒障害2	
糸崎小	知的障害	須波小	知的障害	幸崎小	自閉症・情緒障害		大和小	通級指導教室
	自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害		知的障害	知的障害		
木原小	自閉症・情緒障害	深小	自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害	自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害
	中之町小		知的障害		南小	知的障害1		本郷小
自閉症・情緒障害1	知的障害2	自閉症・情緒障害1	自閉症・情緒障害1	自閉症・情緒障害2				
自閉症・情緒障害2	自閉症・情緒障害1	自閉症・情緒障害2	通級指導教室					
自閉症・情緒障害3	自閉症・情緒障害2							
難聴	自閉症・情緒障害3							
肢体不自由	通級指導教室							
通級指導教室	沼田小	自閉症・情緒障害						

◆令和5年度の特別支援学級の設置状況（中学校）

第一中	知的障害	第四中	知的障害	宮浦中	知的障害	久井中	自閉症・情緒障害Ⅰ
	自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害Ⅰ		自閉症・情緒障害Ⅱ
第二中	知的障害	第五中	知的障害Ⅰ		本郷中	自閉症・情緒障害Ⅱ	大和中
	自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害Ⅰ	知的障害			
第三中	知的障害Ⅰ			自閉症・情緒障害Ⅱ		自閉症・情緒障害	
	知的障害Ⅱ	幸崎中	知的障害				
	自閉症・情緒障害Ⅰ		自閉症・情緒障害				
	自閉症・情緒障害Ⅱ						

★先輩保護者のお話（要約）

◆ 特別支援学級（知的クラス）小学2年生（長男）・小学1年生（次男）の母

私が息子の就学時に特別支援学級を迷わず選択したその経緯を聞いてください。長男は近所の発達支援事業所を利用し療育を受けていましたが、4歳になっても言葉がはっきりしないので、発達検査を受け、医師の受診をしました。その時初めて「自閉症スペクトラム」発達障害といった特性を知りました。その後、発達支援センターに通いゆっくり待ってもらったり本人のペースに合わせてもらったりして、環境の大切さを体験しました。「この子は出来ないんじゃない、ゆっくりやればできるんだ。」と私がこんな当たり前のことに気が付かなかったことを反省し、「よし、この子の特性は個性なんだ、母である私が受け止めずして誰が受け止めるんだ!」と腹をくくりました。同じように発達に不安があった次男は年少から発達支援センターに通いました。

教育相談の時期にさしかかった時、ゆっくりと学びが深く個人に合ったカリキュラムで進める支援学級を速攻で希望しました。子供に合った環境の大切さを身をもって感じていたからです。

小学校には1年を通して行事など見学に行きました。入学式は生まれて初めての大きなセレモニーでしたが、参加することが出来ました。運動会・発表会と心配しましたが、

「しんどい時は休む」「支援学級だけの練習」にしてみると、本番は介助の先生の手も借りず参加していたので面喰いました。通常の学級への交流も行けるようになり、この子のペースの成長を支援してもらう大切さを兄弟2人の就学を経験して実感しました。



.....

◆ 特別支援学級（情緒クラス）小学2年生（長男）の母

彼が自閉症スペクトラム、ADHD・発達性協調運動障害と診断があったのは4歳になってすぐでした。3歳まで殆ど言葉が出ず、言葉が出てからもコミュニケーションの取り辛い子で指示は通らず、日常生活において激しい癇癪・奇声・こだわりの強さがあり、外出時は手を振り払っての逃走と大変な子でした。療育を受け理解するまでは、叱責したり、手を上げたりして、自己嫌悪に陥り疲弊する日々でした。

親がどのように子供に接したら良いかアドバイスを受けながら、私たち夫婦で、この子の特性に合った対応をすると、家で怒ることが減ってきて、穏やかに過ごせるようになりました。この子の困り感を理解するとストレスを減らせることが出来るということを学び、小学校決めの時は、特別支援学級に行くことだけは決めていました。知的クラスが良いのか、情緒クラスが良いのかは発達検査を受け、センターの先生に相談し、教育相談でアドバイスをいただき、情緒クラスに行くことに決めました。

そして、学校は家からの距離を考えました。隣接校も考えましたが、我が家には弟妹もいるので送迎の負担を考えると校区の小学校が一番良いかなと考えました。小学校には特別支援コーディネーターの先生がおられて、就学前の引継ぎも療育機関と行ってくださいます。お母さん方は担任の先生と合わなかったらどうしようと心配されておられると思いますが、これはその時になってみないとわかりません。合う、合わないがあったとしても、クラス替えがあるのでこれも一つの体験と思っています。私がこの子に臨むことは「一人で学校に行けるようになること・毎日通ってくれること」この2点です。



.....

◆特別支援学級（知的クラス）小学4年生（長男）の母

小学校の入学に向けて考え始めたのは、年長になってすぐでした。姉がこの小学校に通っていて、特別支援教育コーディネーターの先生と面識があったので、4月に連絡を取り、現状を伝えました。（療育手帳を所持していること、特別支援学級を希望していること）

5月になって、校長・教頭・特別支援コーディネーターの先生と面接しました。①学区の小学校 ② 隣接校 ③送迎バスのある三原特別支援学校 ④自分の職場の近くにある尾道特別支援学校 この4つの選択肢がありました。参観日に見学をしたり、オープンスクールに行ったりしました。校内見学や授業の様子を見せていただきました。

保育所の先生や療育の先生と相談しながら決めて、学区の小学校にしました。今後子供が関わっていくことを考え、そうしました。ストレスを最小限にしてやりたいと考えたのです。小学校には姉がいるので何度も行っているし、近所の子が通っていて知っている顔があるというのが本人にとって安心感が得られると思ったからです。そこから教育委員会の方との教育相談を受けました。小規模の学校で、とてもアットホームな環境が合っていました。学校は登校班のみんなと一緒に歩いて行っています。(親もしばらく付き添いをしました)学校の中では上級生・下級生を問わず手伝ってくれて助けてくれます。これから就学前でいろいろと悩まれると思いますが、一人で考えずに周囲の人や専門職の人に些細なことでも相談されることをおすすめします。また、実際に見てみないとわからないことも多いので、納得いくまで見学されるとよいと思います。



◆特別支援学級(知的クラス)小学6年生(長女)の母

私の娘は絵を書くこと、歴史、カープの丸選手が大好きです。広汎性発達障害と診断されたのは4歳の時でした。昨年、自閉症スペクトラムの診断を再度受けました。

思い起こせば、赤ちゃんの時から音の過敏があり、数メートル離れた台所でサランラップを切る音にもびっくりして目を覚ます子でした。苦手な新しい場所では、建物に入ることが出来ないという状況で、療育をスタートしても1年半位は駐車場で過ごし、先生に時々様子を見に来ていただいていた。年長になっても緊張が強く、お友達とのコミュニケーションも大人を介してという状態でした。

さて、小学校をどこにするか。悩み始めたのは4歳の時です。

その時、私は焦りの塊でした。「もう少し子供の様子を見てからでいいと思うよ。子育ては滅私奉公じゃないんだからね。」と学校決め以前にもっとお母さんが大らかに!と声をかけてくださいました。この言葉はとても心に響いて、はっと冷静に立ち止まることが出来ました。そこまで周りを見ず過ごしていました。……そこから自分はどうしたら良いか悩みました。どれだけ経ってからとかは覚えていませんが、「同じ24時間過ごすなら、【ねばならない】という考えは捨てて、自分も生活を楽しもう」と思ったのを覚えています。

具体的に動き始めたのは年長になってからで、隣接校と学区の小学校の特別支援学級と通常の学級と見学に行きました。私の場合は、保育所が窓口になって学校見学や校長先生

への質問を準備してくださいました。(子供が苦手なことに対する対応をどのようにしていた
だけるか等)その後、発達検査の結果や、ペースがゆっくりで穏やかに過ごせる環境を、と思
い、知的クラスに決めました。

就学前から現在までの6年間を通して感じるのは、**学校で生活するのは子供なので、親の
こうしたいという思いがある中でも、子供が無理なく安心できる選択をしてきたことが良かつ
た**と思います。それが親の安心にもつながり、心の余裕も生まれたと思っています。



就学に関するよくある質問Q & A

	質問	回答	詳細
教育相談に関する事	教育相談の時に、話をするポイントがありますか。	教育相談をする前に、大切なポイントは、まずご家族のみなさんと相談することです。 その上で必要な点としては、子供のどういった点に困っているか、子供にどんな力をつけてほしいか、就学を進める上での質問したいことは何か、などをピックアップしておくことで保護者の思いがより伝わる教育相談になると思います。 そして、一番大切なことは一人で悩まないことです。積極的に相談をしてください。	P3 P4
	学校見学したいが、見学の申し込みはどうしたらいいですか。	現在所属している幼稚園、保育所等の所属長から、見学希望先の所属長に連絡をしてもらって見学を進めていくのが適切な手段です。	P4
	11月頃の『学校へ行こう週間』の周知はいつ頃か。申し込みはどうしたらいいですか。	例年「学校へ行こう週間は」11月の上旬にあります。周知は、10月中に広報みはらや、市のHPなどに掲載する予定です。特別な申込等は必要ありません。 気軽にご参加ください。	
	放課後等デイサービスの仕組みや、利用をするにはどのような手順が必要ですか。	障害者福祉課が回答したものをP22, 23に添付しております。ご参照ください。	P22 P23
	学校に入った後、困った時の相談はどうすればよいですか。	学校に入った後、困ったことがあった場合は、担任の先生や特別支援教育コーディネーター、校長に相談をしてください。	
	特別支援学級・特別支援学校は、どのような基準で選んだらいいですか。	知的障害の状態が重度であり、身の自立ができているかどうか1つの目安になると考えます。そして、子供の様子をもとに、学校見学をして様子を把握すること、専門家や専門機関に相談すること、療育手帳の有無、障害者手帳の有無など総合的かつ客観的に子供の様子を理解していくことが大切です。 また、特別支援学校を選択する場合、学校教育法施行令第二十二條の三に規定する就学基準に該当するかどうか判断基準の1つになります。	P7～ P13

特別支援学級・特別支援学校に関すること	特別支援学級の学習内容はどのような内容ですか。 通常の学級より学習が遅れないか心配があります。	特別支援学級は子供の実態を踏まえて、当該学年の教育課程を編成する場合と、下学年の教育課程や特別支援学校の指導要領を参考にした特別な教育課程を編成場合があります。 当該学年の教育課程を編成する場合は、通常の学級と同様の教育課程であるため、学習の進度に大きな差はありません。 下学年の教育課程や特別支援学校の指導要領を参考にした特別な教育課程を編成した場合は、子供の学習のペースに合わせた教育課程となります。通常の学級と同じ進度で学習することが目的ではなく、着実にできることを増やしていくことを目指して教育活動を進めていきます。	PI1 PI2
	特別支援学級の先生は何か資格を持っていますか。	特別支援学級の先生は、小学校もしくは中学校の教育職員免許状を必ず取得しています。また、その中には特別支援学校の教育職員免許状を取得している先生もいます。	
	特別支援学級と通常の学級の交流はありますか。	特別支援学級と通常の学級の交流はあります。 障害のある子供と障害のない子供が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものになります。	PI1
	将来的に各学校に、特別支援学級・通級指導教室はできますか。	特別支援学級は、必要に応じて設置されます。 子供の就学先に特別支援学級がない場合は、特別支援学級が新設されることになります。 通級指導教室は、各学校にできる予定はありませんが、他校の通級指導教室を利用することができます。	PI4
	特別支援学級はどんな学級ですか。	特別支援学級は、障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子供一人一人に応じた教育を行う学級のことです。 支援方法はこのハンドブックでも紹介していますが、見学をすることで、様子をご理解いただけたと思います。	PI1 PI2
	いつまでに就学先を決めるのがいいですか。	就学指導委員会が9月と11月と1月（予備）に行われます。そこで審議をされた内容を基に、教育委員会が保護者に就学先をお示しします。	PI P2

		また, 特別支援学校の就学については県教育委員会との協議が必要となるため, 10月上旬までに, 園を通して, 教育相談の申込を進めてください。 特別支援学級については, 1月上旬までに園を通して, 教育相談の申込をする必要があります。	
就学先に関する事	排泄の自立がまだ不完全であるときに, 対応してもらえますか。	排泄の自立が不完全である場合, 小・中学校での対応が可能です。担任や特別支援介助員等が支援することができます。 子供の様子で心配な点があれば, 園を通して相談をしてください。	P12
個別の相談に関する事	介助員は, どのように配置されますか。	重度の身体障害等がある場合や学級の人数等によって配置を検討していきます。特別支援介助員の人数に限りがあることや, 特別支援学級在籍者が年々増えていることもあり, 全員に特別支援介助員が配置できないことがあります。	P12

◆相談先一覧

就学に関する事 教育相談に関する事	三原市教育委員会 学校教育課	0848-67-6155
子供の発達に関する事	三原市こども安心課	0848-67-6359
放課後等デイサービスに関する事 療育手帳の取得に関する事	三原市障害者福祉課	0848-67-6060

◆住所

三原市役所 〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号



障害者福祉課がお答えします

放課後等デイサービスを利用するには、どうすればいいですか？

まずは、義務教育の第1歩を踏み出すお子さんの
学校での様子をみてください。



ということは、4月1日からは利用できませんか？！

原則、4月1日からの継続した利用はお受けしていません。
幼稚園も保育園も、児童発達サービスも、3月で卒業します。お子さ
んと一緒に、「終わり」を確認してください。



でも、小学校に入ったら誰に相談すればいいかわからないの
で、不安です・・・。

お気持ちは察します。まずは次の2点に力を注いでください。
○新しい環境でのお子さんの様子を観察する
○担任の先生と連絡を取り合う



それでも、「お子さんの学校生活がどうもしんどそうだ…」、
「学校ではいいけど、家で反動が出てきている…」と
保護者のアンテナが立った時、サービス利用をお考えください。



そのときは、どこに相談すればいいですか？？

障害者福祉課（サービス担当）や相談支援事業所の担当者・児童発達支
援事業所に「放課後等デイサービスが必要だと思っています…」とご相談
ください。



すぐに使えますか？

すぐ!は、難しいです。申請に必要なものが、2つあります。

- ① 医師の意見書(診断名が記載されていること)または手帳
- ② 学校が作成した個別の支援計画書



意見書をもらうにはどうしたらいいですか？

お医者さんが意見を書くときに、お子さんの様子を詳しく知る必要があるので、まずは普段関わっている相談先にご相談ください。



学校の計画書って何ですか？

支援が必要なお子さんに対して、学校が立てる「個別の教育支援計画」です。保護者同意のもと、作成されるものです。
学校での支援状況や生活の様子も、サービス決定の根拠とするため、申請をされたら、障害者福祉課から学校へ計画書の提出をお願いします。



支援級ではないのですが…

その場合も、学校での学習や生活の様子が分かる文書を、学校の先生に提出していただくよう、障害者福祉課からお願いをします。



それが揃ったら、利用できますか？

はい。あとは、児童発達支援利用時と同じで、計画を立ててもらって、事業所の見学をして、利用を開始する、という流れです。



☞ 放課後等デイサービスは、放課後の時間を利用して、療育を提供するものです。
預かりとは異なりますので、目的をもってサービス利用をお考えください。

【利用料】無償化から外れるため、定率1割負担です。上限額は、所得によって月額0円・4600円・37200円の3段階に設定されています。



【例外】サービスを継続的に利用していなければ、明らかに小学校生活に支障をきたすと考えられる場合は、相談支援専門員にご相談ください。

ご不明な点はお尋ねください。【障害者福祉課】電話 0848-67-6060(直)

